



とうい
東井 忠義

ただよし
忠義

しせいしんぶうかい
 (市政新風会)



市の不適切な行為について

問 農業公社グリーンさばえ(理事長は副市長、事務局は市農林政策課)の理事会が開催され、翌日に評議員会を開催するという決議をした。既に案内は出してあるとのことだが、理事会の決議なしに評議員会の開催通知をしたことは、法令違反である。

答 副市長 関係法令において、評議員会の招集通知は理事会決議がなければ発送できないといった規定はないと認識している。

意見 認識不足である。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(一般法人法)に、理事会の決議をもって評議員会を招

集することが規定され、定款第17条第1項にも「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。」と、規定してある。

問 理事会で決定した決算書類を2週間以上市民の閲覧に供した上で評議員会を開催することが規定されている。理事会翌日の評議員会開催も法令違反である。

答 副市長 一般法人法に、決算書類等を定時評議員会の2週間前から備えよという規定があるが、これは評議員会の事前検討機会の確保、法人運営の透明性向上等の趣旨で規定されているもので、評議員会開催時期を制約するものでないと解釈する。

意見 解釈の問題ではない。言い訳をすることなく、きちんと法律を理解していただきたい。また、法を守るといふ精神は決して忘れてはならない。いま一度、このことを肝に銘じるべきである。



そら
空 美英

よしひで
美英

しみんそうせいかい
 (市民創世会)



神明苑の現状と今後の在り方について

問 市民団体「神明苑未来の会」との意見交換等関わりについて。

答 4月5日に開催された意見交換の場で、現施設の活用等について意見、要望を頂いた。整備や運営については、市の財政状況や事業規模、持続可能性を含めた総合的な検討が必要のため、示せる段階にない。今後、当該団体を含めた利用者、市民の幅広い意見聴取の中で適切に対応していく。

問 コロナ禍以後の神明苑利用者数とその推移は。

答 令和6年度は8万6,968人、令和7年度は9万3,522人。利用は回復しコロナ禍前の水準に達している。

問 令和8年2月13日の福井新聞掲載の「提案がない場合は、現在の機能を縮小」とは。

答 施設整備を含めた民間活力の導入可能性や事業参画のアイデアを募っているが、新たな提案がない場合は民間活力の導入が難しいと判断し、精査の上、現機能と施設規模を縮小する方向である。

ヤングケアラーについて

問 ヤングケアラー対応について、現在対象者12名であるが、1名に対して何名で対応しているか。

答 専門職含めた6名体制。関係機関と緊密に連携しながら支援している。

意見 神明苑に関しては本当に市民目線で考えてほしい。ヤングケアラーに関しては、市職員の負担が過大にならないよう市民団体の力も借りてはどうか。

いる一方、対象者の基準や実施体制、福祉部局との連携など課題もあるため、国の手引や先進事例を参考に、本市に合った制度を検討していく。

【その他の質問】

①スクールロイヤー制度・学校問題解決支援チーム 県のスクールロイヤー制度の活用状況と、新設する学校問題解決支援チームの役割、鯖江市こどもの権利条例との連携について質問。

②離婚後共同親権制度への対応 共同親権制度の施行に伴う市民相談の状況、学校・保育所での対応、職員研修、民間保証会社と連携した養育費保証料補助制度の導入について質問。

※詳細についてはQRコードからご覧ください。





にしの
西野 有香

ゆか
有香

さばらぼ
 (SABA LABO)



独り暮らし高齢者等への家庭ごみ戸別収集支援制度の導入について

問 独り暮らし高齢者の増加により、ごみ出しは日常生活の大きな課題となっている。地域ボランティアだけでは支え続けることが難しくなっている現状を踏まえ、収集時の声かけや異変把握を行う「ふれあい収集」として、環境政策課と長寿福祉課が連携した安否確認機能を持つ戸別収集支援制度の導入を求める。

答 65歳以上の単身世帯は年々増加しており、ごみ出しに困難を抱える高齢者の存在も把握している。現在は一部地域でボランティアによる支援が行われている。戸別収集と安否確認を組み合わせた「ふれあい収集」は意義があると認識して



つちだ
土田 光

ひかる
光

あおかい
 (青の会)



ヤードの条例整備や規制強化について

問 市民の生活環境を守る観点から、再生資源物の屋外保管、いわゆるヤードに関する条例整備が必要であると考えている。市内のヤードの中には、騒音や振動などに対して、周辺住民から改善を求める声が寄せられている事例も確認されている。今後、新たなトラブルを未然に防ぐためにも、一定のルールを設けることが求められていると考えるが、条例整備について、市の考えは。

答 本市ではヤード周辺の住民から相談された場合には、事業者へ任意の立入調査を行い、個別事案ごとに対応し、生活環境の保全に努めている。条例整備については、昨年9月議会

でも答弁したとおり、市境付近へのヤード設置など、単独の市町による規制では十分な効果が得られないケースも想定されることから、広域的な枠組みによる対応が必要と考えている。そうした中、国では、本年4月にスクラップヤードに対する許可制度の導入等を含む廃棄物処理法の改正案が閣議決定されるなど、ヤード規制の強化に向けた制度整備が進められている。国の制度化の動向を注視しながら、県とも連携を図り、適正に対応したいと考えている。



屋外保管場所のイメージ



たなか
田中 良幸

よしゆき
良幸

そうそう
 (創造)



空き屋対策について (回答要旨)

・市が把握している空き家は4月1日現在で756軒。うち、相続放棄をしたり、相続人がいない所有者不存在の軒数は35軒。

・誰の管理にも及ばない状態を解消する方法の一つとして、「所有者不明建物管理制度」がある。利害関係者が裁判所に申立てを行い、裁判所が建物の管理人を選任し、管理人は売却や除却といった建物の処分を行うことが可能。

・所有者不存在の空き家が建っている土地の所有者は利害関係者に当たり、管理人の選任を申し立てることが可能。管理人との合意で建物を購入、売却や賃貸が可能。

鯖江駅東口の整備について (回答要旨)

・昨年の「駅周辺交通社会実験」開始前の状況では、駅西側で540台、東側で235台と西側に送迎が集中していたが、送迎者の居住地を見ると、西側が331台、東側が444台と、東側居住者が多かった。

・駅前道路を駐停車禁止としたら、東側居住者のうち、ふだん西側で送迎していた車両の約3分の1が東側での送迎に転換し、送迎の分散化が一定程度確認された。

・それらの結果、駅東側におけるロータリー整備、また、一般乗降場の配置は、送迎の分散による混雑緩和に加え、交通安全および利便性の向上に資する有効な手段であると考えている。駐車可能台数が減少するという課題も生じることから、バランスをどのように図るかが重要。

一般質問を見てみよう！

市役所の議場で

鯖江市議会は、市役所の議場で傍聴することができます。



You Tubeで

You Tubeの鯖江市議会チャンネルで、動画を配信しています。
*右のQRコードまたは各議員の質問欄に掲載のQRコードを読み取ることで視聴できます。



こしの都TV9チャンで

こしの都TV9チャン(旧丹南ケーブルテレビ)で生中継・録画放送を行っています。



会議録で

鯖江市議会の会議録検索ページから、会議録の閲覧ができます。
*掲載までに時間がかかる場合があります。順次掲載いたしますので、ご了承ください。